

「(仮称) 日之影町風力発電事業」の計画段階環境配慮書に対する 環境の保全の見地からの意見

1 総括的事項

- (1) 本配慮書では、事業実施想定区域について、本来想定される事業面積より広めの区域を設定しており、今後の調査及び予測の結果を踏まえて、環境影響の回避・低減を考慮しながら、事業実施想定区域を絞り込んでいく計画になっているが、今後の絞り込みの検討経緯については、方法書以降の図書において明確に示すこと。
- (2) 下記2の個別的事項について、環境影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業実施区域の変更や風車の基数の削減などの計画見直しを行うこと。

2 個別的事項

- (1) 事業実施想定区域が、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの「移行地域」に該当しており、持続可能な地域資源の利活用について、地域ぐるみで取り組んでいる地域となっている。
各ユネスコエコパークでは、第28回UNESCO総会決議2.4（1995年11月）に基づいて採択された生物圏保存地域ネットワーク定款第9条の規定により、10年に一度、定期的検討が行われることとなっている。
当該エコパーク対象地域への影響が及ばぬよう、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会の事務局と協議を行うこと。
- (2) 事業の計画に当たっては、自治体や住民とのコミュニケーションが不可欠であるため、次の事項について必要な対応を講じること。
 - ア 地元自治体と緊密な連携を図ること。
 - イ 住民の立場に立った説明会を随時開催し、住民との間で環境保全に関して合意形成を図るなど、住民の理解の醸成に努めること。
 - ウ 住民から聴取した意見を事業計画に適切に反映すること。
- (3) 事業終了後の施設の撤去を、計画の中に文書で位置づけること。
- (4) 事業実施想定区域周辺の動植物の重要な種の生息状況等について、県のレッドリスト等の文献を用いて十分に把握し、重大な環境影響を回避又は低減に努めること。

(5) 事業実施想定区域内の雨水排水対策について、近年多発している集中豪雨の影響についても考慮すること。

また、区域内での除草作業は、魚類などの水生生物に影響を及ぼす可能性があるため、農薬等の使用に当たっては、水生生物への影響を回避又は十分に低減すること。

(6) 高千穂郷・椎葉山地域の世界農業遺産認定に当たっては、地域の産業・伝統文化と結びついた、モザイク林をはじめとする自然景観の維持・継承及び適切な森林管理によって維持される生物多様性が高い評価を受けた経緯がある。

設置される構造物が自然景観や生物多様性を損ねることのないよう、十分配慮すること。

(7) 事業実施想定区域には、五ヶ瀬川、五十鈴川及び耳川が流れ、それぞれ内共第4号、内共第5号、内共第7号の内水面共同漁業権が設定され、内水面漁業協同組合が管理している。

内水面漁業協同組合は、当該水域において水産動植物の増殖を図っているため、工事の際は、水産動植物に影響を及ぼさないよう十分配慮すること。